

公益社団法人日本サーフィン連盟
倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、またスポーツ関係者として倫理に照らして逸脱する行為を行わないよう、本連盟関係者の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(普及発展)

第2条 公益財団法人日本スポーツ協会が制定した「公益財団法人日本スポーツ協会倫理委員会規程」「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の主旨を準用し競技の普及発展をはかる。

(本規程の適用範囲)

第3条 この規程は、次の者（以下「会員等」という）に適用する。

- (1) 本連盟の会員
- (2) 本連盟の会員の関係者
- (3) 本連盟の支部長及び支部関係者
- (4) 本連盟の資格受験者及び保持者
- (5) 本連盟の検定受験者及び保持者
- (6) 本連盟の理事、監事、運営本部長、運営委員長、運営委員、大会役員
- (7) 本連盟の事務局員

(会員等の責務)

第4条 会員等は所定の本連盟の目的を達成する為、定款、社会通念及び本連盟が定める諸規程や決定事項を順守し、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、サーフィンの健全な普及・発展に努めなければならない。また、順守すべき法令はもとより本規程に記された事項以外においても公序良俗等の社会規範から逸脱することがあってはならない。

(禁則事項)

第5条 次に掲げる行為を禁止する

- (1) 競技者又は役員等として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- (2) 立場や指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- (3) 日常の行動について公私を混同し、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋強要をすること。

- (4) 競技会において虚偽や不正行為をすること。
- (5) 選抜された選手等を正当な理由なく代表チームに派遣しないなど、本連盟の決定した方針に従わないこと。
- (6) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること。
- (7) 選手の進路にかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
- (8) 運営費・補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行うこと。
- (9) 反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと。
- (10) 未成年者による飲酒、喫煙、社会道徳に反する行為等を行うこと。
- (11) 賭博、強盗、恐喝、暴行、窃盗、強制わいせつ・飲酒運転等の法に抵触する行為を行うこと。
- (12) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(倫理委員会)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本連盟内に必要に応じて倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、理事長を議長とし、副理事長、コンプライアンス委員会委員、監事、弁護士で構成する。

(会員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第7条 会員等がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、理事会は直ちに調査を開始する。

- 2 前項の調査の結果、会員等に違反する行為があったと認められた場合、理事会は警告、勧告または不祥事予防のための意識啓発活動等を検討し、再発防止策の実施等の必要な措置を講ずるものとする。

(処分の規定)

第8条 第5条の禁止事項に違反した場合、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 本連盟の会員に対する処分

- ① 除名 定款第9条に基づき会員としての地位を剥奪する
- ② 退会勧告 退会を勧告する
- ③ 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒める
- ④ 注意 注意を行い戒める

(2) 本連盟の会員の関係者に対する処分

- ① 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒める

- ② 注意 注意を行い戒める
- (3) 本連盟の支部長及び支部関係者に対する処分
 - ① 解任 支部長または支部関係者の任を解く
 - ② 任期の停止 3年を超えない期間で支部長または支部関係者の任を停止する
 - ③ 嚴重注意 文書で注意を行い厳に戒める
 - ④ 注意 注意を行い戒める
- (4) 本連盟の資格受験者及び保持者に対する処分
 - ① 除名 資格保持者としての地位を剥奪する
 - ② 無期の登録資格の停止 資格保持者の資格を無期限に停止する
 - ③ 有期の登録資格の停止 資格保持者の資格を3年を超えない期間停止する
 - ④ 有期の競技会への参加の停止 3年を超えない期間本連盟が主催、共催、公認、後援をする競技会・スクール・資格試験への参加を停止する
 - ⑤ 嚴重注意 文書で注意を行い厳に戒める
 - ⑥ 注意 注意を行い戒める
- (5) 本連盟の検定受験者及び保持者に対する処分
 - ① 除名 検定保持者としての地位を剥奪する
 - ② 無期の登録資格の停止 検定保持者の資格を無期限に停止する
 - ③ 有期の登録資格の停止 検定保持者の資格を3年を超えない期間停止する
 - ④ 有期の競技会等への参加の停止 3年を超えない期間本連盟が主催、共催、公認、後援をする競技会・スクール・資格試験への参加を停止する
 - ⑤ 嚴重注意 文書で注意を行い厳に戒める
 - ⑥ 注意 注意を行い戒める
- (6) 本連盟の理事、監事、運営本部長、運営委員長、運営委員、大会役員
 - ① 解任 定款24条に基づき役員の任を解く
 - ② 降格 下位の役職に変更、または業務執行理事の任を解く
 - ③ 嚴重注意 文書で注意を行い厳に戒める
 - ④ 注意 注意を行い戒める
- (7) 本連盟の事務局員に対する処分
 - ① 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に免職する。
 - ② 降格 始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、職位を解任もしくは引き下げ、または資格を引き下げる下位の役職へ移行させる。
 - ③ 出勤停止 7日以内出勤を停止し、その期間中、報酬または給与を支払わない。
 - ④ 減給 一回の事案に対する額が平均賃金の1日分の半額、総額が1ヶ月の賃金総額の10分の1の範囲で行う。
 - ⑤ 訓戒 始末書を取り将来を戒しめる。

(処分の決定)

第9条 処分は倫理委員会において決定するものとし、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設け、その意見を聴くことを原則とする。

(処分の通告)

第 10 条 倫理委員会が処分を決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体等に文書により通告する。

2 前項の文書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 被処分者の表示

(2) 処分の内容

(3) 処分対象行為

(4) 処分の理由

(5) 処分不服の申し立てができる旨

(6) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立てを行うことができる旨

(7) 処分不服の申し立て手続きの期限

(不服申し立て)

第 11 条 処分について異議がある時は、理事長に対し再審査を求めることができる。本会の決定に対する不服申し立ては、前条通知後、1 ヶ月内に行われなければならない。

(仲裁)

第 12 条 前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

2 前項の申し立てをできる者は、同規則第 3 条第 2 項に定める者とする。

(その他)

第 13 条 本規程及び細則等は、理事会の議決をもって制定変更することができる。

付則 この規程は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。

(理事会承認 平成 26 年 1 月 14 日)

付則 この規程は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。

(改定 理事会承認 平成 26 年 1 月 10 日)

付則 この規程は、令和 4 年 10 月 23 日から施行する。

(改定 理事会承認 令和 4 年 10 月 22 日)

付則 この規程は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

(改定 理事会承認 令和 5 年 12 月 13 日)

付則 この規程は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

(改定 理事会承認 令和 6 年 9 月 11 日)